



Colors, Future!
いろいろって、未来。

障害児通所支援開設前説明会

川崎市

障害児通所支援事業所における 虐待防止について

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

■障害者虐待防止法の成立（これまでの経緯）

平成12年

児童虐待の防止等に関する法律成立

平成13年

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）成立

平成17年11月

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律成立

附則2項

「高齢者〔65歳以下の者〕以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするもの」（障害者等）に対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする旨が定められた。

→平成18年4月施行



平成23年6月

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律成立

* 全都道府県が「障害者権利擁護センター」の業務を開始。また、合わせて全市町村が単独又は複数の市町村で共同して「市町村虐待防止センター」の業務を開始。

→平成24年10月施行

■障害者虐待防止法とは

※施行は平成24年10月

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

目的(法第1条)

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、**障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要**であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、**障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。**

定義

1 「障害者」とは、身体・知的・精神 障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 「障害者虐待」とは次の3つをいう

- ①養護者による障害者虐待
- ②**障害者福祉施設従事者等による障害者虐待**
- ③使用者による虐待

養護者とは？

- ・「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義。
- ・身辺の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当。
- ・同居していないくとも、現に身辺の世話をしている親族・知人などが養護者に該当する場合あり。

障害者福祉施設従事者とは？

法律上の規定	事業名	具体的な内容
障害者福祉施設	<ul style="list-style-type: none">・障害者支援施設・のぞみの園	
障害福祉サービス事業等	<ul style="list-style-type: none">・障害福祉サービス事業・一般相談支援事業及び特定相談支援事業・移動支援事業・地域活動支援センターを経営する事業・福祉ホームを経営する事業 <p>(厚生労働省令で定める事業)</p> <ul style="list-style-type: none">・障害児通所支援事業・障害児相談支援事業	<p>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助</p> 

* 障害児入所施設については、通報義務も含め児童福祉法で規定。

「使用者」とは？

- ・障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行方をする者。

■ 障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別で整理すると下記のとおり。

所在 場所 年齢	在宅 (養護者・保護者)	福祉施設						企業	学校 病院 保育所		
		<障害者総合支援法>		<介護保険法等>		<児童福祉法>					
		障害福祉 サービス事業所 <small>(入所系、日中系、 訪問系、GH等含む)</small>	相談支援 事業所	高齢者施設等 <small>(入所系、通所系、 訪問系、居住系等含む)</small>	障害児通所 支援事業所	障害児入所 施設等 ※3	障害児相談 支援事業所				
18歳 未満	児童虐待 防止法 ・被虐待者支援 (都道府県) ※ 1	障害者虐待 防止法 ・適切な権限行使 (都道府県) (市町村)	障害者虐待 防止法 ・適切な権限行使 (都道府県) (市町村)	-	障害者虐待 防止法 <u>(省令)</u> ・適切な権限行使 (都道府県) (市町村)	改正児童 福祉法 ・適切な権限行使 (都道府県) ※ 4	障害者虐待 防止法 <u>(省令)</u> ・適切な権限行使 (都道府県) (市町村)	障害者虐待 防止法 <u>(省令)</u> ・適切な権限行使 (都道府県) (市町村)	障害者虐待 防止法 <u>(省令)</u> ・間接的 防止措置 (施設長・ 管理者)		
18歳 以上 65歳 未満	障害者虐待 防止法 ・被虐待者支援 (市町村)			-	【20歳まで】 ※ 2	【20歳まで】		-			
65歳 以上	障害者虐待 防止法 高齢者虐待 防止法 ・被虐待者支援 (市町村)			高齢者虐待 防止法 ・適切な権限行使 (都道府県) (市町村)				-			

※1 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。

なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。

※2 放課後等デイサービスのみ

※ 3 里親、乳兒院、兒童養護施設、障礙兒入所施設、情緒障礙兒短期治療施設、兒童自立支援施設

※4 児童者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

■障害者虐待における加害行為の分類

① 身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

② 性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

③ 心理的虐待

障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④ 放棄・放任

障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人など（※）による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

⑤ 経済的虐待

障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること（障害者の親族による行為が含まれる）。

※④について、施設であれば他の利用者、企業等であれば他の労働者に該当する。

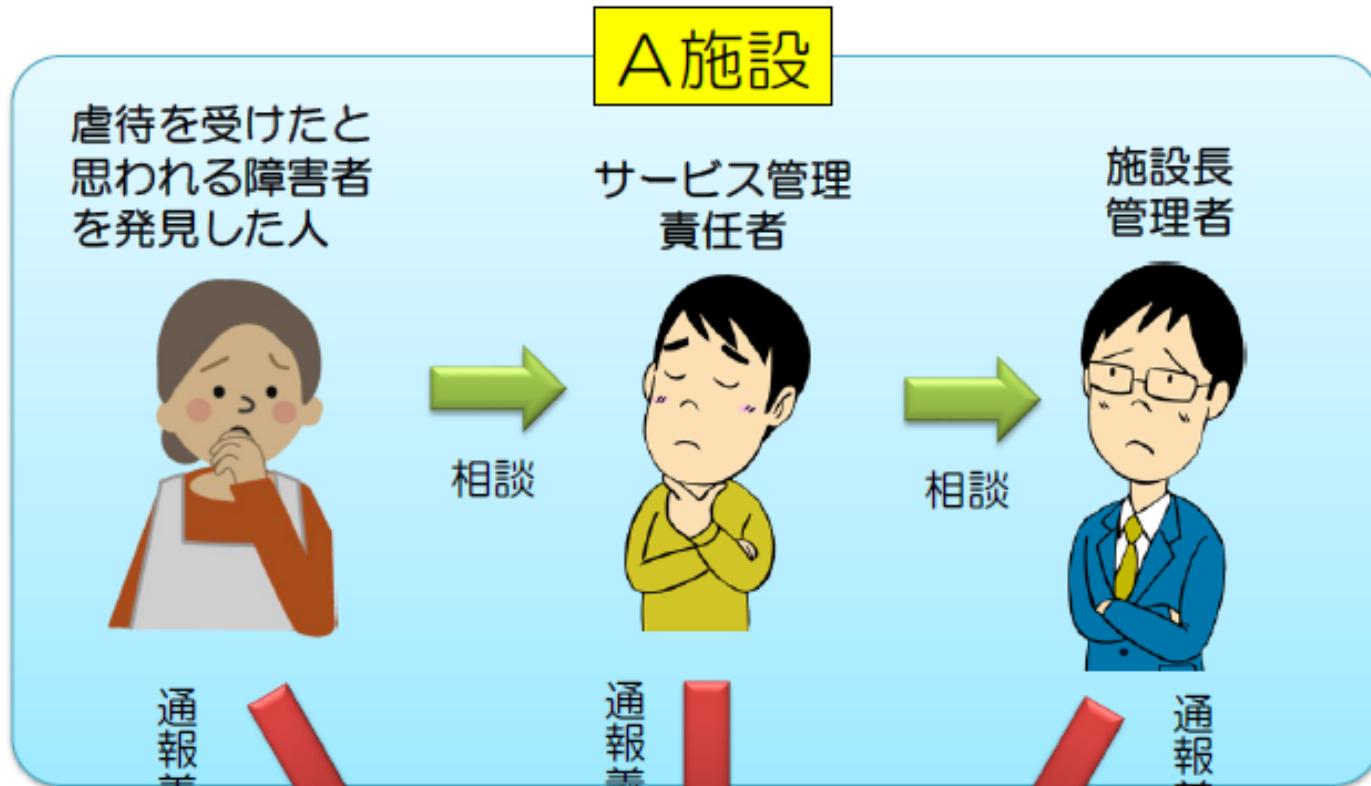
■虐待の発見と通報等に関する規定

	国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。 (第6条第1項)
①早期発見	障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。 (第6条第2項)
②通報	養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害者について行われるものを除く。）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。 (第7条第1項) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。 (第16条第1項) 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。 (第22条第1項)

■虐待の発見と通報等に関する規定

通報義務

障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかにこれを市町村に報告しなければならない



市町村虐待防止センター

■虐待通報と通報者の保護

(1) 障害者虐待防止法による通報者の保護

- ①刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（第16条第3項）。
- ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報等を行った従業者等、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱を受けないこと（第16条第4項）。（通報が虚偽であるもの及び一般人であれば虐待であったと考えることに合理性がない「過失」による場合は除く。）

(2) 公益通報者保護法による通報者の保護

労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を①事業所内部、②行政機関、③事業所外部に対して所定の要件を満たして公益通報を行った場合（例えば行政機関への通報を行おうとする場合には、①不正の目的で行われた通報でないこと、②通報内容が真実であると信じる相当の理由があること、の2つの要件を満たす場合）、通報者に対する保護が規定されている。

■川崎市障害者虐待通報ダイヤル

障害者の虐待にかかる通報や届出は

「川崎市障害者虐待通報・受付専用ダイヤル又は専用FAX」



■事業所の責務（障害者虐待防止法上の責務）

早期発見の努力

保健・医療・福祉等関係者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。（第6条第2項）

国・地方自治体の施策への協力

前項に規定する関係者は、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならない（第6条第3項）

通報者の不利益取り扱いの禁止

障害者福祉施設従事者等は通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。（第16条第4項）

虐待防止のための措置を講ずる義務

障害福祉施設従事者等の研修の実施、苦情処理体制の整備など障害者福祉施設従事者等による虐待の防止等のための措置を講ずること（第15条）

■施設従事者向け虐待対応手引き

障害者福祉施設等における虐待の防止と対応手引き

障害者福祉施設等における
障害者虐待の防止と対応の手引き

令和2年10月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活支援推進室

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

[現 行]

- ① 従業者への研修実施（努力義務）
- ② 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）

[見直し後]

- ① 従業者への研修実施（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（義務化（新規））
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【例】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ③委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について

身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。
※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。
※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算 5単位／日）

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

虐待統計 (全国・神奈川・川崎)

■全国虐待通報統計

令和2年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）

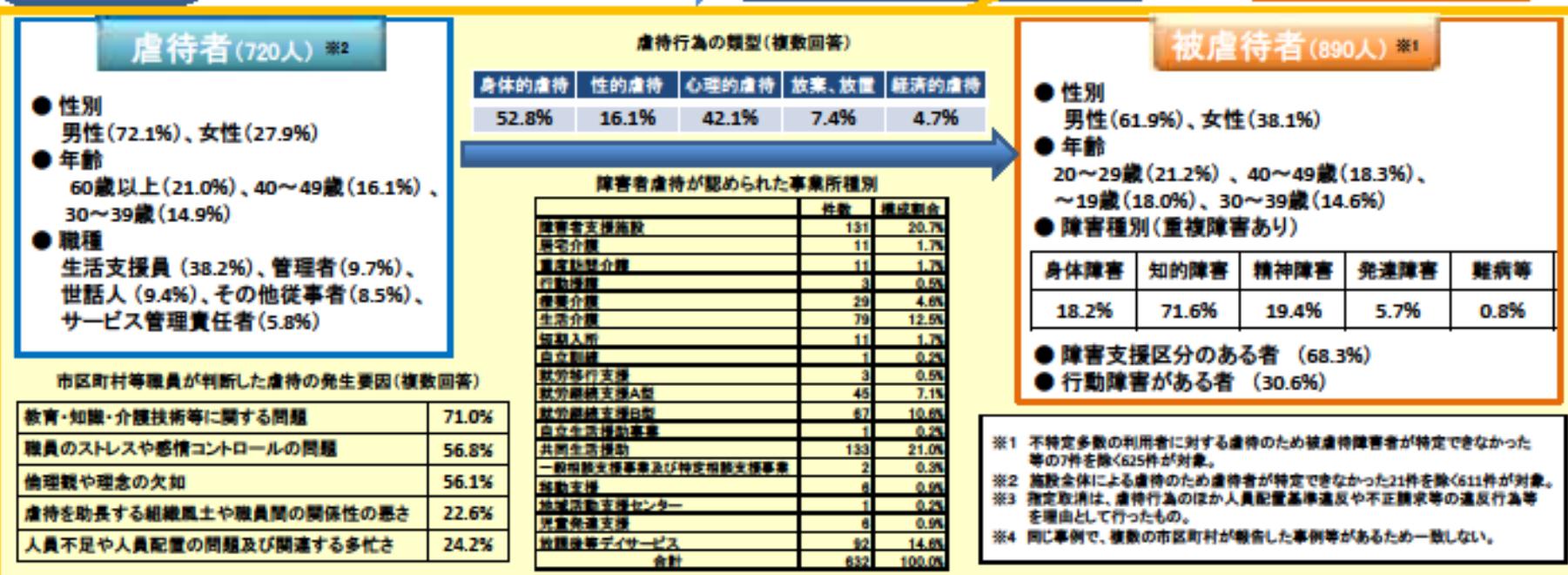
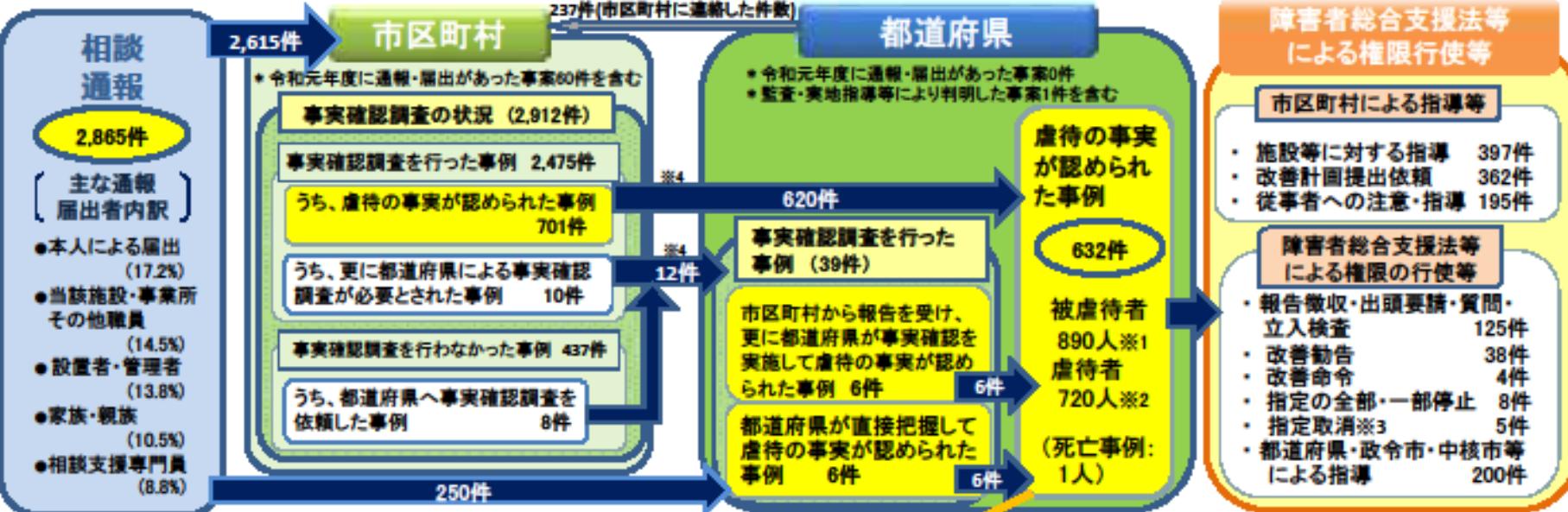
【調査結果（全体像）】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待	(参考) 都道府県労働局の対応	
				虐待判断 件数	被虐待者数
市区町村等への 相談・通報件数	6,556 件 (5,758 件)	2,865 件 (2,761 件)	564 件 (591 件)		
市区町村等による 虐待判断件数	1,768 件 (1,655 件)	632 件 (547 件)			
被虐待者数	1,775 人 (1,664 人)	890 人 (734 人)			

- 上記は、令和2年4月1日から令和3年3月31日に虐待と判断された事例を集計したもの。
- カッコ内については、前回調査(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)のもの。
- 都道府県労働局の対応については、令和3年8月27日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。（「虐待判断件数」は「虐待が認められた事業所数」と同義。）

令和2年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>

参考資料4



■神奈川県の虐待通報統計

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

通報・届出・相談件数

市町村や県に寄せられた通報等の件数は、440件(425件)でした。

(内訳)

養護者による障がい者虐待 197件(221件)

障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待 171件(133件)

使用者による障がい者虐待 72件(71件)

※使用者による障がい者虐待については、市町村及び県で通報等を受け付けた件数と労働局において虐待等の疑いを発見し県に連絡があった件数を集計

虐待の事実が認められた事例

上記のうち、市町村や県の事実確認により虐待の事実が認められた事例は144件(145件)、虐待を受けた障がい者の数は、155人(156人)でした。

(内訳)

養護者による障がい者虐待 80件、80人(97件、98人)

障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待 44件、55人(32件、42人)

使用者による障がい者虐待 20件、20人(16件、16人)

■川崎市内における障害者虐待統計

障害者虐待種別	令和元年度		令和2年度	
	通報	認定	通報	認定
養護者による障害者虐待	34	20	29	20
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	20	5	16	6
使用者による障害者虐待	1	—	1	—
合計	55	25	46	26

※川崎市の使用者虐待統計は市にて受理したもののみ。認定判定は県への通報義務に留まるため集計の対象外とする。

■川崎市障害者虐待通報ダイヤル

障害者の虐待にかかる通報や届出は

「川崎市障害者虐待通報・受付専用ダイヤル又は専用FAX」



	虐待通報	虐待以外の相談等	間違い等	総件数	うちFAX件数
令和元年度	52	52	7	111	2
令和2年度	28	56	3	87	0

